

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

春日部久喜線	路線名
南埼玉郡宮代町中央三丁目八三七番一 地先から同郡同町中央三丁目八三九番 一地先まで	供用開始の区間
令和二年八月二十五日	供用開始の期日
令和二年七月三十一日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第七号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長 五〇・二七メートル	備考